

酒田地区広域行政組合
管理者 酒田市長 丸山 至 様

酒田地区広域行政組合
監査委員 大石 薫

監査委員 石川 武利

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
酒田地区広域行政組合 事務局	10 月 31 日	12 月 5 日～ 1 月 25 日	12 月 27 日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

指摘事項

【契約】

○予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの

浄化槽維持管理業務委託（立川分署）【長期継続契約】について、入札または見積に付する調書の予定価格は年額 32,333 円（税抜）となっているが、設定を超えた年額 97,000 円（税抜）の見積額で相手方を決定し、契約を締結していた。

また、ファイアウォール保守及びライセンス更新業務委託について、入札または見積に付する調書の予定価格は 328,000 円（税抜）となっているが、設定を超えた 330,000 円（税抜）の見積額で相手方を決定し、契約を締結していた。

いずれも本来であれば、再度見積書を徴取する必要があったにもかかわらず、見積書を徴取していなかったため、今後は適正な事務執行をすること。

注意事項

【支出事務】

○旅費の精算事務が遅延したもの

山形県消防学校第 29 期救助科（令和 3 年 9 月 29 日から 10 月 27 日まで）の入校経費 184,000 円について、概算払いの精算を正当な理由もなく 2 か月を超えて遅延していた。

旅費の精算事務については、旅費事務取扱基準にのっとり、旅行の完了した日の翌日から 7 日以内に処理すること。